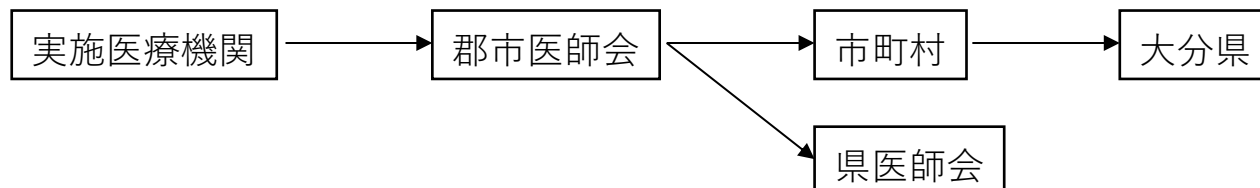


## 予防接種間違い(過誤)が発生した場合

予防接種過誤が発生した場合は、被接種者への対応を適切に行う必要があり、そのためには関係機関が連携して対応することが大切です。

また、予防接種過誤の実態の集計、分析・評価や、注意喚起等を実施し、間違いの再発防止に努め、県内における予防接種の安全性の向上を図るため、発覚後は速やかに「**予防接種安全対策管理報告書**」を提出してください。

### ◎報告のながれ



- ・実施医療機関は、予防接種安全対策管理報告書を作成し、郡市医師会長あて報告する  
(緊急を要する場合は市町村長にも報告すること)
- ・郡市医師会は、被接種者が居住する市町村長及び県医師会長あて報告書の写しを提出する  
(予診票確認の際に過誤を確認した場合は、実施医療機関に報告書の提出を求めること)
- ・市町村長は、県健康政策・感染症対策課長あて報告書の写しを提出する  
(予診票確認の際に過誤を確認した場合は、実施医療機関に報告書の提出を求めること)